平成２３年（フ）第２６７２号
福岡県大野城市川久保３丁目４番３号ラ・ブランシュＢ203号
債務者　澤田　良治
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６７３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲517番地１サンライズマンション405号
債務者　佐藤　恭昭
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６７４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲517番地１サンライズマンション405号
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６７７号
福岡市城南区樋井川７丁目15番25号
債務者　大山　和喜
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６８４号
福岡県糟屋郡久山町大字山田857番地１
債務者　本田　朋子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６８９号
福岡県太宰府市高雄５丁目４番16―303号
債務者　村田　直也
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６９０号
福岡県糟屋郡篠栗町尾仲139番地
債務者　仲野　軒三
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６９５号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目５番１号
債務者　岡田　直美
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６９９号
福岡市中央区清川２丁目４番７―302号
債務者　柚木　文仁
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７０１号
福岡市南区高木３丁目16番27号
債務者　田口　正春
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７０２号
福岡市南区高木３丁目16番27号
債務者　田口　昌子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７０７号
福岡市博多区堅粕１丁目21番１―503号
債務者　佐藤瑛理子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１０号
福岡市中央区大手門３丁目７番９―307号
債務者　山北　順子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７３５号
福岡県糟屋郡志免町田富１丁目３番２号
債務者　藤　美千代
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７４７号
福岡市東区松香台２丁目１番５―305号
債務者　仲　千恵美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７４９号
福岡市南区和田４丁目１番25―202号
債務者　井手　研治
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７７１号
福岡市早良区有田４丁目２番６―102号
債務者　森田美也子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７７６号
福岡市早良区野芥３丁目３番25号
債務者　芦原　京子（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部